

虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針



はらクリ訪問看護ステーション

1. はらくり訪問看護ステーション（以下当ステーションとする）における虐待防止に関する基本的な考え方

当ステーションは、虐待防止の理念に基づき、利用者の尊厳の保持や人格を尊重し、権利利益の擁護に資することを目的に、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切行為を一切行わないこととする。

また、虐待発生防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止についてすべての職員がこれらを認識し、本指針を守り、地域の高齢者福祉・障害者福祉の増進に努めるものとする。

<虐待の定義>

この指針において「虐待」とは、次のいずれかに該当する行為という。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者に対しわいせつな行為をすること、または利用者に対してわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 当ステーションにおける身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めるものとする。ただし、個々の心身の状況や障害の特性を理解した上で、身体拘束を行わない療育の実施することが原則であるが、例外的に以下の3つの要素を全て満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

(1) 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

(2) 非代替性：身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと

(3) 一時性：身体拘束、その他の行動制限が一時的なものである事

3. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、虐待防止検討委員会とする）その他のステーション内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見および身体拘束等の適正化について、組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する対応責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

(1) 虐待防止検討委員会

- ① 委員会の総括責任者は事務局長とする。
- ② 委員会の委員長は管理者とする。
- ③ 委員会に委員は、師長及びスタッフ数名とする。
- ④ 委員会は年1回以上、委員長が必要と認めたときに開催する。
なお、虐待などが発生した場合は、臨時的に委員会を招集することが出来る。
- ⑤ 必要に応じて市町村の相談窓口・包括支援へに連絡し、必要時には委員会に招聘し、助言を得ることとする。

(2) 委員会の審議事項等

- ① 虐待防止検討委員会の組織に関すること。
- ② 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のためのマニュアルなどの整備について。
- ④ 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための職員の研修の内容に関すること
- ⑤ 虐待などについて職員が相談・報告できる体制の整備について。
- ⑥ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果について評価すること

(3) 虐待対応責任者

虐待対応責任者は管理者があたるものとし、虐待対応責任者の主な責務は以下のとおりとする。

- ① 利用者又は家族、職員等からの虐待通報受付
- ② 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- ③ 関係機関や自治体等への通報及び相談

(4) 虐待に関する職員の責務

- ① 一般家庭における虐待は、外部から把握しにくい特徴があることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 虐待もしくは虐待が疑われると思われる利用者を発見した場合、速やかに虐待対応責任者に報告する。

4. 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

(1) 職員に対する虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修として、虐待の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止及び身体拘束等の適正化の徹底を図る。

具体的には、下記の内容を実施する。

- ・虐待とは
- ・虐待を早期に発見するポイント
- ・虐待の相談から援助までの流れ
- ・虐待への対応
- ・虐待防止、身体拘束等の適正化
- ・記録について

(2) 実施は、年1回以上行う。職員の新規採用時には、必ず虐待防止のための研修を行うこととする。

(3) 研修の実施内容については、研修資料や出席者などを記録し保存する。

5. 虐待及び身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

(1) 虐待及び身体拘束等が発生した場合には速やかに市町村に報告するとともに、虐待対応責任者は、実態、経緯、背景等を調査し、必要に応じて虐待防止検討委員会を開催し、対応策を協議する。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に処分する。

(2) 緊急性の高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 利用者又はその家族、職員等から虐待もしくは虐待が疑われる相談等があった場合は、虐待対応責任者に報告するものとする。虐待者が虐待対応責任者本人であった場合は副管理者に相談する。

(2) 職員は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族の様子の変化迅速に察知し、それに係る状況の把握等の確認に努めなければならない。また、虐待対応責任者にその事実を報告すること。

(3) 虐待対応責任者は虐待防止検討委員会に報告し、虐待に事実、経緯、背景などについて話し合い、必要に応じて関係機関や自治体に報告し、その対応について相談すること。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 虐待対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護の為、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度の利用を利用者やその家族等に啓発する。
- (2) 家族の支援が著しく乏しい利用者の場合、地域包括センターや社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度が利用できるように支援する。
- (4) 利用者やその家族から、成年後見制度の利用について相談があった場合は、社会福祉協議会又は自治体等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

8. 虐待などに係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 苦情相談窓口を通じて虐待に係る相談があった場合は、速やかに管理者へ報告する。
- (2) 管理者は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように細心の注意を払うこととする。
- (3) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯などを踏まえ、虐待防止検討委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員へ周知する。
- (5) 管理者は誠意をもって相談者に対応するとともに、市町村、国民健康保険団体連会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

9. 利用者等に対する当該方針の閲覧に関する事項

本指針は、いつでも自由に利用者及び家族や関係者等が閲覧できる場所に設置するとともに、当ステーションのホームページにも公表し閲覧できるように配慮する。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

4に定める研修のほか、職員団体や研修期間等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図っていく。

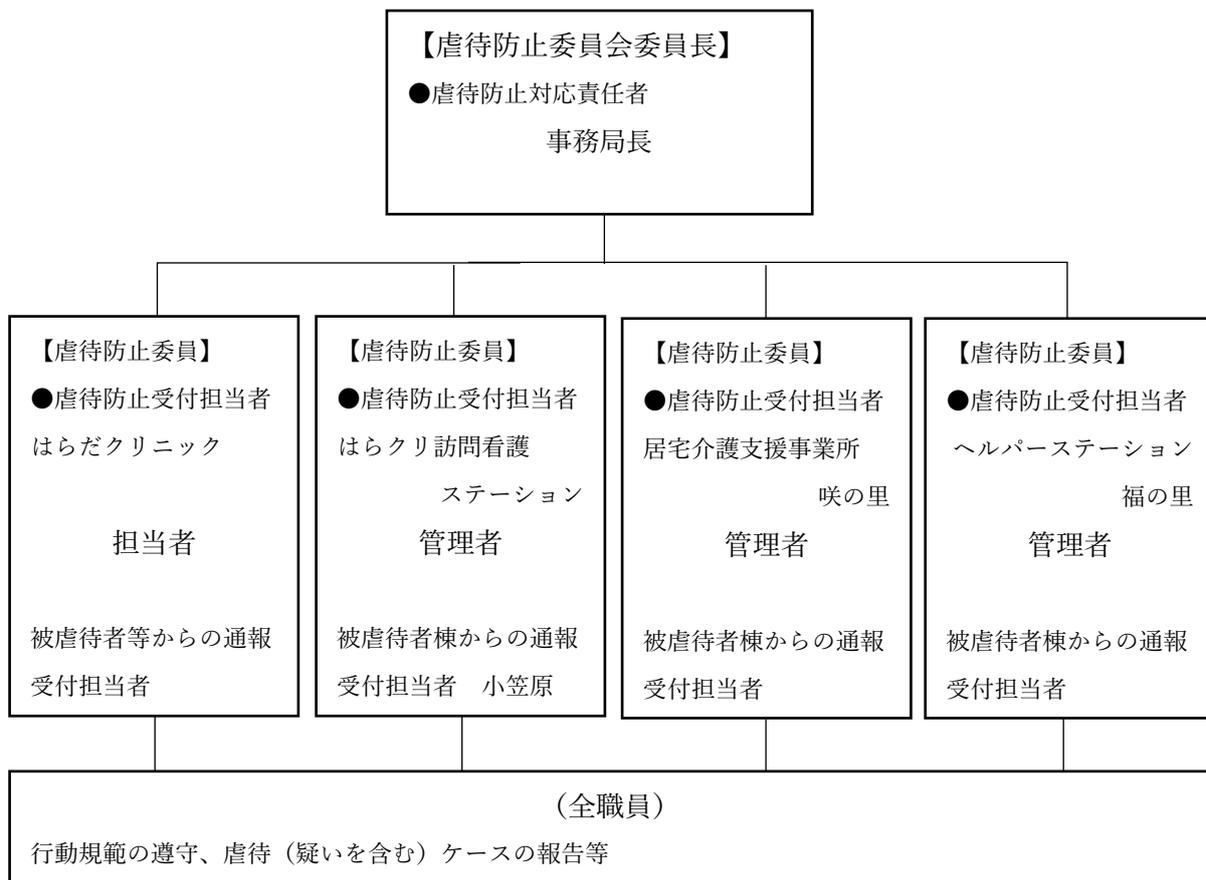
11. 記録の保管

虐待防止対策検討委員会の審議内容等、当ステーション内における虐待防止に関する諸記録は5年間保管する。

附則

この指針は令和6年4月1日より施行する

虐待防止対応体制図【組織図】



担当者名	役 割
虐待防止対応責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待通報受付内容の虐待通報者、被虐待者等への報告 ・虐待内容及び原因、解決策の検討 ・虐待防止のための被虐待者等との話し合い ・虐待原因の改善状況の被虐待者への報告・南部町への報告
虐待防止受付担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの虐待通報受付・職員からの虐待通報受付 ・虐待内容、被虐待者等の意向確認と記録 ・虐待内容の虐待防止対応席者への報告 ・虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告